

株 主 各 位

東京都港区西新橋二丁目16番2号

株式会社 **ビューティ花壇**

代表取締役会長兼社長 小 田 敬 史

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、第3号議案を除き書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年9月24日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年9月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区赤坂一丁目2番33号
ANAインターコンチネンタルホテル東京
地下1階 オーロラ
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第13期（平成20年7月1日から平成21年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第13期（平成20年7月1日から平成21年6月30日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 監査役2名選任の件

第3号議案につきましては、監査役会の同意が得られず、議案が確定しておりませんので、後記「株主総会参考書類」に議案の要領を記載しておりません。

<株主提案（第4号議案から第5号議案まで）>

第4号議案 取締役2名選任の件

議案の要領は、後記「株主総会参考書類」（41頁から43頁）に記載のとおりであります。

第5号議案 監査役2名選任の件

議案の要領は、後記「株主総会参考書類」（44頁から46頁）に記載のとおりであります。

4. 招集にあたっての取締役会のその他の決定事項

代理人による議決権行使

代理人により議決権行使をされる場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理人により議決権を行使される株主の方の議決権行使書用紙及び代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.beauty-kadan.com>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成20年7月1日から  
平成21年6月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前半においては原油価格や商品市況の高騰から物価が上昇し、後半においては昨年秋のリーマン・ショックを契機とする世界経済の急速な悪化を受けて、景気は一層厳しい状況になりました。わが国の実質経済成長率も戦後最悪のマイナスを記録するなど深刻な打撃を受け、雇用情勢も完全失業率の上昇に象徴されるように、雇用悪化に歯止めがかかっていない状況にあります。

当社の事業を取り巻く環境として葬儀業界は、厚生労働省「平成20年 人口動態統計月報年計(概数)の概況」によると、死亡者数は1,142,467人と推計され、前年比3.1%増と高齢化社会を背景に増加傾向にあり、平成52年まで右肩上がりで見ることが予想されております。また、経済産業省の「特定サービス産業動態統計調査」によると、葬儀業の平成20年の売上高は前年比2.9%増の499,885百万円、取扱件数は前年比3.1%増の331,760件と市場は引き続き拡大傾向にあります。しかしながら、1件当たりの葬儀単価は、故人や遺族の高齢化による近所付き合いや社会的つながりの希薄化による会葬者の減少やご家族・ご親族・近しい人だけで故人とのお別れを偲びたいというニーズの高まりによる葬儀の小型化によって下落の傾向が見られます。

一方、花き業界は、平成21年4月からの生花卸売手数料の規制緩和により、卸売市場においては、卸売業者と仲卸業者の競合や市場の淘汰が見受けられるようになってきました。また、供給面では、生産資材の値上げや生産者の高齢化に伴う規模縮小等により切り花類の作付面積が減少いたしました。

このような状況のもと、当社グループは下半期の方針として実施した景気動向の直接的な影響を比較的受けにくい生花祭壇事業に経営資源を集中することで収益の最大化を図るとともに、仕入原価の低減及び支出の抑制を強化いたしました。しかしながら、固定資産の除却・減損処理及び貸倒

損失等の特別損失が発生いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高3,724百万円、営業利益61百万円、経常利益65百万円となりました。しかしながら、固定資産除却損8百万円、貸倒損失23百万円、のれん償却額7百万円等特別損失を45百万円計上した結果、誠に遺憾ながら、当期純損失15百万円となりました。

#### (生花祭壇事業)

生花祭壇事業の売上高は、2,978百万円となりました。当社が属する葬祭業界におきましては、景気動向の直接的影響は受けにくいとされる分野で、経済産業省「特定サービス産業動態統計速報」(サンプル調査)によると、葬儀業の平成20年7月から平成21年5月の売上高は前年比で0.3%増、取扱件数も0.4%増と微増ながらも増加傾向にありました。

しかしながら、平成21年2月から4月までは葬儀業の売上高及び件数とも前年を割り込み、売上高は前年比4.3%減、取扱件数は前年比4.1%減となりました。厚生労働省の人口動態統計速報(平成21年4月分)によると、平成21年2月から4月の死亡数は291,837人(前年同期比3.4%減)と同じく減少となっております。これは、平成21年2月の死亡数が95,246人と前年の103,169人より7.7%減少したことによるものですが、うるう年であった平成20年2月の死亡数が前年の平成19年2月と比較して11.6%増と高い水準にあったことが一因となっております。

当社の当連結会計年度における国内の生花祭壇の受注件数は、前年より96件増加して16,243件(前期比0.6%増)となりました。生花祭壇事業は、収益の向上を目指して単価の高い社葬・大型葬の獲得及び新商品の拡販に取り組んでまいりました。生花単価が安価に推移したことやロス本数の比率も0.07%と前期より0.69ポイント改善したことによる仕入原価の低減や業務委託費の削減等支出を抑制したことにより営業利益は469百万円となりました。

#### (生花卸売事業)

生花卸売事業の売上高は、618百万円となりました。景況感を反映した消費者の生活防衛意識が急速に高まり、嗜好品である生花の購入を控える傾向が続いています。東京都中央卸売市場「市場統計情報」(平成21年6月)によると、平成20年7月から平成21年6月の切花累計の数量は前期比で0.8%減、金額では6.2%減とマイナスとなっております。法人においても、収益が圧迫され経費削減のおり、胡蝶蘭等の法人用ギフト生花の需要が大きく落ち込みました。同統計によるラン鉢の数量も前期比で7.5%減、金額

では12.0%減と大きく減少しています。

また、当期は海外の生産者からの輸入比率を高めるべく、海外調達にかかわる人員を増員し対応したことにより、当連結会計年度における輸入本数比率は20.5%と前期の18.5%より2.0ポイント増加しました。これは台湾の大手胡蝶蘭生産者である台霖生物科技股份公司と日本市場における「胡蝶蘭切花」の独占販売契約を締結したことにより輸入本数が前年同期比で5.3倍と大きく増えたことによるものです。

しかしながら、需要不振による生花単価の下落は生花祭壇事業の売上総利益率の改善に貢献するものの、生花卸売事業には売上総利益の減少につながり、また、生花卸売事業の外部販売が伸び悩んだ結果、営業利益は94百万円となりました。

#### (その他事業)

その他事業は、ブライダル事業及びプランツスケープ事業からなり、売上高は127百万円となりました。営業損失は47百万円となっております。結婚式場業は、少子化と景気悪化の影響を受けており、経済産業省「特定サービス産業動態統計速報」（サンプル調査）によると、平成20年6月から平成21年5月の結婚式場業の売上高は206,463百万円（前年比0.7%減）、取扱件数は69,929件（前年比3.2%減）と減少しています。晩婚化に伴い資金力のある30～40代、いわゆる「アラフォー世代」のマーケットが拡大しているほか、「こだわり」に対応できるハウスウェディングの人气が高まり、1件当たりの単価は2.7%上昇しているため、売上高の減少幅は小さいものの、取扱件数の減少が目立ってきております。ブライダル事業を請け負う連結子会社の株式会社クラウンガーデネックスにおいても、熊本県における主力のホテルの婚礼件数が減少しており、また、個人消費の低迷による生花アレンジメントの店舗販売の減少に伴い、売上高と売上総利益がともに減少し、営業損失が拡大しました。

なお、事業セグメント別売上高は、次のとおりであります。

(単位：千円)

|             | 売 上 高     | 構 成 比  |
|-------------|-----------|--------|
| 生 花 祭 壇 事 業 | 2,978,357 | 80.0%  |
| 生 花 卸 売 事 業 | 618,821   | 16.6%  |
| そ の 他 事 業   | 127,410   | 3.4%   |
| 合 計         | 3,724,589 | 100.0% |

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は7百万円であります。その主なものは、既存支社の空調電気設備工事、ホームページの機能追加等であります。なお、これらの資金は自己資金により充当いたしました。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、金融機関より短期借入金230百万円の資金調達を実施しました。

当社子会社である株式会社クラウンガーデネックスは、平成20年9月30日に第1回社債を発行いたしました。

なお、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額650百万円の当座貸越契約を締結しております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                    | 第10期<br>(平成18年6月期) | 第11期<br>(平成19年6月期) | 第12期<br>(平成20年6月期) | 第13期<br>(当連結会計年度)<br>(平成21年6月期) |
|------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高 (千円)               | —                  | —                  | —                  | 3,724,589                       |
| 経常利益 (千円)              | —                  | —                  | —                  | 65,452                          |
| 当期純損失 (△) (千円)         | —                  | —                  | —                  | △15,288                         |
| 1株当たり<br>当期純損失 (△) (円) | —                  | —                  | —                  | △622.42                         |
| 総資産 (千円)               | —                  | —                  | —                  | 1,315,656                       |
| 純資産 (千円)               | —                  | —                  | —                  | 483,610                         |
| 1株当たり純資産額 (円)          | —                  | —                  | —                  | 18,564.23                       |

(注) 1. 当社では、第13期より連結計算書類を作成しております。

2. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株数に基づき算出しております。

3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株数に基づき算出しております。

(参考) 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第10期<br>(平成18年6月期) | 第11期<br>(平成19年6月期) | 第12期<br>(平成20年6月期) | 第13期(当事業年度)<br>(平成21年6月期) |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 2,668,181          | 3,142,907          | 3,621,506          | 3,553,418                 |
| 経 常 利 益 (千円)   | 154,755            | 162,581            | 137,483            | 123,732                   |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 98,823             | 82,503             | 57,161             | 34,126                    |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 8,946.55           | 3,381.31           | 2,335.89           | 1,389.40                  |
| 総 資 産 (千円)     | 982,322            | 1,235,441          | 1,273,828          | 1,302,818                 |
| 純 資 産 (千円)     | 461,818            | 510,162            | 526,633            | 552,968                   |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 37,853.97          | 20,908.29          | 21,460.22          | 22,478.38                 |

- (注) 1. 第11期において、旧株式1株を新株式2株に株式分割しております。  
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数で算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名               | 資 本 金       | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容       |
|---------------------|-------------|----------|---------------------|
| 株式会社クラウン<br>ガーデネックス | 20,000千円    | 100.0%   | ブライダル装花、ブーケ等の販売     |
| 美麗花壇股份有限公司          | 28,500千NT\$ | 50.0%    | 生花祭壇設営、供花等の販売、生花の輸出 |

#### (4) 対処すべき課題

葬儀業界におきましては、近年の高齢化の進展に伴い、死亡者数も増加傾向にあります。しかしながら、近年、近親者のみで行う密葬の増加や葬儀規模の縮小により、1件当たりの葬儀単価は、低下傾向が見られます。平均寿命が延び、仕事を引退した後の老後の生活が長くなることにより、仕事関係での参列者が年々減ってきていることや、少子高齢化に伴い葬儀費用に対する御葬家の負担も増加していることなどが要因として考えられます。このような理由から、今後葬儀の簡素化が進むことも予想されます。

花き業界におきましては、規制緩和が進み、平成16年6月には「卸売市場法の一部を改正する法律」が施行されました。卸売市場は従来の集荷、競り、分荷機能から付加価値をつけて販売する方向で動き出している状況であると認識しております。また、平成21年4月から卸売手数料の自由化が実施され、市場の淘汰や花き業界の再編が進むことが予想されます。

このような環境の下、当社は次の事項を重要な課題として捉えております。

- ① 人材確保と技術教育体制の強化
- ② 生花祭壇事業の収益力の向上
- ③ 生花卸売事業の収益力の向上

上記課題についての対応については、以下のとおり考えております。

- ① 人材確保と技術教育体制の強化

多様に変化する御葬家の要望のなかで常に求められ、支持されているのは「感動」です。生花祭壇や供花を通じて「感動」を創造することこそが、当社の使命であり、競争優位性を保障するものと考えます。その感動の創り手である社員は、高い技術力と倫理観を兼ね備えた人材であることが重要です。そのため、当社では技術者教育に注力するとともに、優秀な人材の確保に努める所存です。具体的には、技術指導部門を充実させOJTに注力するとともに優秀な技術者を採用します。

また、「自主自律の精神」や「高い倫理観」を兼ね備えた人材を確保し、マネジメント能力を強化する教育を行うことで支社又は営業所の新規開設に対応する人材の供給体制の確立に努める所存です。

- ② 生花祭壇事業の収益力の向上

きめ細やかな対応による既存顧客からの受注量アップと営業強化による新規顧客の獲得による既存支社及び営業所でのシェアアップを継続し、特に東京・神奈川・千葉地区での未開拓エリア及び大阪を中心とする関西、そして中部地方も重点的に開拓してまいります。また、CG画像による豊富な提案力と高い技術力、そして年間150件以上の社葬施行実績を

ベースに引き続き単価の高い社葬や大型葬の更なる獲得を目指します。

生花祭壇のデザインのみでなく、葬儀会場全体を演出するといった概念で、更なる付加価値を付与し収益力の向上に努めます。具体的には、華道家である假屋崎省吾氏とのコラボレーションによる「假屋崎省吾プレステージライン」を発売したほか、プレステージラインと既存の生花祭壇の中間に位置するプレミアムラインとして、新しいデザインの生花祭壇「モダンフューネラル」の本格発売に向けて準備を進めております。

生花祭壇制作といった技術を要する業務については、正社員を中心に更なる専門知識や技術の向上に注力し、品質の向上を目指します。また、附帯業務である配達、店内清掃、片付け等についてはパート・アルバイトを活用することで利益率の向上を目指してまいります。

③ 生花卸売事業の収益力の向上

生産者との直接取引拡大や中国・台湾・東南アジアの関連会社からの輸入量拡大により、仕入原価を下げることで利益率の向上を目指してまいります。また、全国の生産地情報、卸売市場情報、マーケット情報などを当社の情報ネットワークにいち早く取り込むことにより、収穫前の先売りなど販売機会の増大を図り、売上の向上を目指します。

(5) 主要な事業内容 (平成21年6月30日現在)

| 事業区分   | 主な事業内容                     |
|--------|----------------------------|
| 生花祭壇事業 | 生花祭壇・供花等の販売                |
| 生花卸売事業 | 菊・胡蝶蘭等生花の販売                |
| その他事業  | ブライダル装花等の販売、園芸装飾等緑化事業商品の販売 |

(6) 主要な営業所（平成21年6月30日現在）

|              |           |                      |
|--------------|-----------|----------------------|
| ㈱ビューティ花壇     | 本 社       | 東京都港区西新橋2-16-2       |
|              | 東 京 支 社   | 東京都葛飾区白鳥4-8-14       |
|              | 熊 本 支 社   | 熊本県熊本市若葉3-15-16      |
|              | 神 奈 川 支 社 | 神奈川県川崎市宮前区野川874      |
|              | 西 東 京 支 社 | 埼玉県朝霞市泉水1-8-23       |
|              | 福 岡 支 社   | 福岡県福岡市東区松田2-9-1      |
|              | 仙 台 支 社   | 宮城県仙台市宮城野区中野字田中120-1 |
|              | 大 阪 支 社   | 大阪府東大阪市西石切町6-4-13    |
| ㈱クラウンガーデネックス | 本 社       | 熊本県熊本市城東町4-7         |
|              | 熊 本 W S   | 熊本県熊本市近見7-11-52      |
|              | 東 京 W S   | 東京都江東区牡丹3-20-5       |
| 美麗花壇股份有限公司   | 本 社       | 台北市復興北路369号15階之1     |

(7) 従業員の状況（平成21年6月30日現在）

① 企業集団の状況

| 事 業 部 門     | 従 業 員 数 ( 名 ) |
|-------------|---------------|
| 生 花 祭 壇 事 業 | 231 (56)      |
| 生 花 卸 売 事 業 | 10 (4)        |
| そ の 他 事 業   | 13 (7)        |
| 共 通         | 26 (0)        |
| 合 計         | 280 (67)      |

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員（8時間換算）を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数    | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|-----------|---------|-------------|
| 238 (60) 名 | 18 (11) 名 | 28.7歳   | 3.0年        |

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員（8時間換算）を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成21年6月30日現在)

| 借 入 先         | 借 入 額     |
|---------------|-----------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 100,000千円 |
| 株式会社みずほ銀行     | 30,000千円  |
| 株式会社滋賀銀行      | 100,000千円 |
| 株式会社りそな銀行     | 116,500千円 |

2. 会社の株式に関する事項 (平成21年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 88,000株  
(2) 発行済株式の総数 24,600株  
(3) 株主数 1,349名  
(4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名         | 所 有 株 式 数 | 持 株 比 率 |
|---------------|-----------|---------|
| 三 島 美 佐 夫     | 9,500 株   | 38.61 % |
| 小 田 敬 史       | 5,600     | 22.76   |
| 馬 場 崎 修       | 1,240     | 5.04    |
| ビューティ花壇従業員持株会 | 1,179     | 4.79    |
| 三 島 志 子       | 600       | 2.43    |
| 清 水 康         | 500       | 2.03    |
| 株式会社河野メリクロン   | 344       | 1.39    |
| 東 光 博         | 318       | 1.29    |
| 河 野 通 郎       | 231       | 0.93    |
| 岩 田 博 美       | 195       | 0.79    |

### 3. 会社の新株予約権等の状況

#### (1) 当社役員が保有している新株予約権の状況（平成21年6月30日現在）

|                        |                              |
|------------------------|------------------------------|
| 発行決議日                  | 平成18年2月10日                   |
| 保有人数<br>取締役            | 2名                           |
| 新株予約権の数                | 210個                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    | 普通株式 210株                    |
| 新株予約権の払込金額             | 無償                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株当たり10,000円                 |
| 権利行使期間                 | 平成19年9月28日から<br>平成22年9月28日まで |
| 行使の条件                  | (注)                          |

#### (注) 新株予約権の行使の条件

- イ 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役又は従業員であることを要する。
- ロ イの規定にかかわらず、権利を与えられた者が権利行使期間中に死亡した場合は、死亡の日から6ヶ月以内（権利行使期間中に限る。）は、その相続人において新株予約権を行使することができる。
- ハ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- ニ その他の条件については、当社と従業員との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### (2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成21年6月30日現在)

| 会社における地位   | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                     |
|------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長兼社長 | 小 田 敬 史   |                                                                                                  |
| 取 締 役      | 高 山 浩 司   | 経営企画・IR室長                                                                                        |
| 取 締 役      | 舩 田 正 一   | 業務本部長                                                                                            |
| 常 勤 監 査 役  | 大 山 亨     | 株式会社トラスティ・コンサルティング<br>代表取締役<br>ウインタスト株式会社 社外監査役<br>フィンテックグローバル株式会社 社外<br>監査役<br>株式会社アールエイジ 社外監査役 |
| 監 査 役      | 亀 井 浩 太 郎 |                                                                                                  |
| 監 査 役      | 柳 本 信 一 郎 | エアチャーターインターナショナル株式<br>会社 代表取締役副社長                                                                |

(注) 常勤監査役大山亨氏及び監査役亀井浩太郎氏、柳本信一郎氏は、社外監査役であります。

### (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏 名       | 退 任 日      | 退 任 事 由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|-----------|------------|---------|---------------------|
| 三 島 美 佐 夫 | 平成20年9月25日 | 任期満了    | 代表取締役会長             |
| 馬 場 崎 修   | 平成20年9月25日 | 任期満了    | 常務取締役               |

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員   | 支 給 額              |
|--------------------|-----------|--------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(—) | 74,340千円<br>(—)    |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3) | 6,240千円<br>(6,240) |
| 合 計                | 8名        | 80,580千円           |

- (注) 1. 上記には、平成20年9月25日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名分を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年9月28日開催の第10期定時株主総会において年額200万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年9月28日開催の第10期定時株主総会において年額200万円以内と決議いただいております。
4. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

#### (4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

常勤監査役大山亨氏は、株式会社トラスティ・コンサルティングの代表取締役並びにウイテスト株式会社、フィンテックグローバル株式会社及び株式会社アールエイジの社外監査役を兼務しております。なお、当社と上記4社との間には特別の関係はありません。

監査役柳本信一郎氏は、エアチャーターインターナショナル株式会社の代表取締役副社長を兼務しております。なお、当社とエアチャーターインターナショナル株式会社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

|            | 取締役会<br>(19回開催) |     | 監査役会<br>(10回開催) |      |
|------------|-----------------|-----|-----------------|------|
|            | 出席回数            | 出席率 | 出席回数            | 出席率  |
| 常勤監査役 大山 亨 | 14回             | 93% | 10回             | 100% |
| 監査役 亀井 浩太郎 | 17回             | 89% | 10回             | 100% |
| 監査役 柳本 信一郎 | 17回             | 89% | 10回             | 100% |

(注) 常勤監査役大山亨氏は、平成20年9月25日開催の第12期定時株主総会において、新たに選任され就任されましたので、取締役会の出席率については平成20年9月25日以降に開催した取締役会（15回）への出席率を記載しております。

・取締役会及び監査役会における発言状況

常勤監査役大山亨氏、監査役亀井浩太郎氏及び監査役柳本信一郎氏は、社外監査役として、公正かつ独立の立場から取締役会の意思決定及び取締役の業務執行の適法性と合理性を確保するための発言を行っております。

・責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(注) 監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

### (2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 32,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32,879千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「財務報告に係る内部統制に関する指導・助言業務」についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業価値の向上と社会の一員として信頼される企業となるため、法令・定款及び社会規範の遵守を経営の根幹に置き、その行動指針としてビューティ花壇役員行動規範を定めるとともに、万一取締役が他の取締役の違法行為を発見した場合には、取締役会及び監査役に対する報告並びに違法行為のための是正措置が円滑に図れる体制を整えます。
- ② コンプライアンス室長がコンプライアンス全体に関する統括責任者としてコンプライアンス体制の維持及び整備を行い、取締役への教育及び研修等を行います。
- ③ 監査役及びコンプライアンス室は連携し、コンプライアンス体制の調査並びに法令及び定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する体制を整えます。また、取締役会は定期的にコンプライアンス体制を見直し、欠陥が発見された場合には、取締役会として適切な是正措置を講じます。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録を法令や社内規程に基づき作成し、適切かつ確実に保存及び保管します。
- ② 経営及び業務執行に関する重要な情報及び決定事項は文書管理規程等の社内規程に基づき、適切かつ確実に保存及び保管します。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程により経営活動上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、これに基づくリスク管理体制を整備、構築することによって適切なリスク対応を図ります。
- ② 当社が把握するリスクは、有価証券報告書等を通じ積極的にステークホルダーに開示していきます。
- ③ 新たに生じたリスク若しくは重大なリスクが予見された場合には、取締役会において速やかに担当取締役を選任し、対応責任者として必要な対策を講じるものとします。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役会は事業年度計画及び中期経営計画を作成し、その達成に向けて効率的に職務を遂行する体制を整えます。
- ② 意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入し、職務執行権限と責任を執行役員へ委譲します。
- ③ 取締役会は定時に毎月1回、また、必要に応じて臨時に開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、執行役員以下の職務執行の状況を監督します。
- ④ 取締役並びに執行役員及び使用人の職務分掌と権限を社内規程にて明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。

**(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ① 稟議規程並びに業務分掌規程及び職務権限規程により各部門の職務権限を明確化し、相互牽制機能を強化する体制を整えます。
- ② 内部通報制度を設置し、コンプライアンス通報規程に基づき、通報者が不利益な取扱いを受けないよう保証する体制を整えます。
- ③ コンプライアンス室長がコンプライアンス全体に関する統括責任者としてコンプライアンス体制の維持及び整備を行い、使用人への教育及び研修等を行います。

**(6) 会社並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 関係会社管理規程に基づき、グループ各社への経営指導及び業務支援を行います。
- ② グループ各社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し、承認を得て行います。
- ③ 定期又は臨時にグループ各社との連絡会議を開催し、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図ります。
- ④ 監査役と内部監査人は、定期又は臨時にグループ各社の管理体制を監査し、その結果を随時社長に報告します。

**(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

- ① 監査役は、コンプライアンス室の室員その他必要と認められる使用人に対し、監査業務に関する要請を行うことができるものとします。

- ② 監査役から監査業務の要請を受けた使用人は、必要に応じて監査役の監査を補助するものとします。

#### (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役より監査業務に関する要請を受けた使用人は、その要請に関して、取締役の指揮命令を受けないものとします。
- ② 監査業務に関する要請を受けた使用人に関する人事異動並びに人事評価及び処罰等について、担当取締役は監査役の求めに応じてその事由等の説明を行う義務を負うものとします。

#### (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 代表取締役並びに業務担当取締役及び執行役員は、取締役会及び経営会議等において担当する業務の執行状況を随時報告するものとします。
- ② 取締役並びに執行役員及び使用人は、当社及びグループ各社の業務に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、監査役に対し速やかに報告するものとします。

#### (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と代表取締役との間に、監査体制その他監査の実効性確保に関する事項についての定期的な意見交換を行います。
- ② 監査役は、コンプライアンス室による内部監査の実施計画について事前に説明を受け、当該計画について協議することとし、適宜に内部監査結果について意見交換を行う等、常に連携を図っていきます。
- ③ 監査役は、適宜に監査法人との情報交換を行う等、連携を図っていきま

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

---

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて、記載比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成21年6月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部              |                  |
|--------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>711,329</b>   | <b>流 動 負 債</b>       | <b>642,704</b>   |
| 現金及び預金             | 228,784          | 支払手形及び買掛金            | 64,542           |
| 受取手形及び売掛金          | 352,990          | 短期借入金                | 230,000          |
| 有価証券               | 60,000           | 一年内返済予定長期借入金         | 74,015           |
| 商 品                | 3,494            | 一年内償還予定社債            | 110,000          |
| 原材料及び貯蔵品           | 10,282           | 未 払 金                | 60,473           |
| 繰延税金資産             | 3,586            | 未払法人税等               | 4,201            |
| そ の 他              | 56,718           | 株主優待引当金              | 3,500            |
| 貸倒引当金              | △4,528           | そ の 他                | 95,971           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>604,326</b>   | <b>固 定 負 債</b>       | <b>189,341</b>   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>240,068</b>   | 社 債                  | 115,000          |
| 建物及び構築物            | 73,084           | 長期借入金                | 51,940           |
| 車両運搬具              | 1,344            | 退職給付引当金              | 9,762            |
| 工具器具備品             | 42,797           | そ の 他                | 12,639           |
| 土 地                | 122,842          | <b>負 債 合 計</b>       | <b>832,045</b>   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>66,513</b>    | <b>純 資 産 の 部</b>     |                  |
| ソフトウェア             | 64,463           | <b>株 主 資 本</b>       | <b>463,780</b>   |
| そ の 他              | 2,050            | 資 本 金                | 209,340          |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>297,744</b>   | 資 本 剰 余 金            | 129,340          |
| 差入保証金              | 159,496          | 利 益 剰 余 金            | 125,100          |
| 繰延税金資産             | 15,561           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等      | △7,100           |
| そ の 他              | 136,844          | 為 替 換 算 調 整 勘 定      | △7,100           |
| 貸倒引当金              | △14,157          | 少 数 株 主 持 分          | 26,930           |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>1,315,656</b> | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>483,610</b>   |
|                    |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>1,315,656</b> |

# 連結損益計算書

(平成20年7月1日から  
平成21年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金      | 額         |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                 |        | 3,724,589 |
| 売 上 原 価               |        | 2,880,340 |
| 売 上 総 利 益             |        | 844,248   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        | 782,298   |
| 営 業 利 益               |        | 61,950    |
| 営 業 外 収 益             |        |           |
| 受 取 利 息               | 2,212  |           |
| 受 取 地 代 家 賃           | 9,155  |           |
| 助 成 金 収 入             | 2,220  |           |
| そ の 他                 | 5,423  | 19,011    |
| 営 業 外 費 用             |        |           |
| 支 払 利 息               | 6,339  |           |
| 賃 貸 不 動 産 費 用         | 4,539  |           |
| そ の 他                 | 4,631  | 15,509    |
| 経 常 利 益               |        | 65,452    |
| 特 別 利 益               |        |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 2,656  |           |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 益       | 1,456  |           |
| そ の 他                 | 509    | 4,622     |
| 特 別 損 失               |        |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 8,459  |           |
| 貸 倒 損 失               | 23,637 |           |
| 減 損 損 失               | 3,650  |           |
| の れ ん 償 却 額           | 7,024  |           |
| そ の 他                 | 2,357  | 45,129    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 |        | 24,944    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 34,282 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 5,147  | 39,430    |
| 少 数 株 主 利 益           |        | 801       |
| 当 期 純 損 失 ( △ )       |        | △15,288   |

# 連結株主資本等変動計算書

(平成20年7月1日から)  
(平成21年6月30日まで)

(単位：千円)

|                                         | 株 主 資 本 |           |           |             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |                     | 少 数 株 主 持 分 | 純 資 産 計 合 |
|-----------------------------------------|---------|-----------|-----------|-------------|-----------------|---------------------|-------------|-----------|
|                                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 株 主 資 本 合 計 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |             |           |
| 平成20年6月30日 残高                           | 209,040 | 129,040   | 148,781   | 486,861     | △3,213          | △3,213              | 30,016      | 513,664   |
| 連結会計年度中の変動額                             |         |           |           |             |                 |                     |             |           |
| 新 株 の 発 行                               | 300     | 300       |           | 600         |                 |                     |             | 600       |
| 剰 余 金 の 配 当                             |         |           | △8,392    | △8,392      |                 |                     |             | △8,392    |
| 当 期 純 損 失 ( △ )                         |         |           | △15,288   | △15,288     |                 |                     |             | △15,288   |
| 株主資本以外の項目<br>の連結会計年度中の<br>変 動 額 ( 純 額 ) |         |           |           |             | △3,887          | △3,887              | △3,085      | △6,972    |
| 連結会計年度中の変動額合計                           | 300     | 300       | △23,680   | △23,080     | △3,887          | △3,887              | △3,085      | △30,053   |
| 平成21年6月30日 残高                           | 209,340 | 129,340   | 125,100   | 463,780     | △7,100          | △7,100              | 26,930      | 483,610   |

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の状況

- |           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| ・連結子会社の数  | 2社                            |
| ・連結子会社の名称 | 美麗花壇股份有限公司<br>株式会社クラウンガーデネックス |

### (2) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の美麗花壇股份有限公司の決算日は3月31日、株式会社クラウンガーデネックスの決算日は5月31日であり、連結決算日と異なっております。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要取引については連結上必要な調整を行っております。

### (3) 会計処理基準に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- |          |             |
|----------|-------------|
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
|----------|-------------|

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- |             |                                                |
|-------------|------------------------------------------------|
| ・商品、原材料、貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
|-------------|------------------------------------------------|

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年6月30日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

#### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ロ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### ハ. 株主優待引当金

株主優待制度の利用による費用発生に備えるため、翌連結会計年度に発生すると見込まれる金額を見積計上しております。

### ④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

#### イ. 重要な外貨建の資産又は不足の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は子会社の事業年度における期中平均相場により、円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

#### ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### (4) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

133,330千円

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 24,540株      | 60株          | 一株           | 24,600株      |

(注) 発行済株式の総数の増加は、ストック・オプションの行使による増加であります。

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

平成20年9月25日開催の第12期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 8,392千円
- ・1株当たり配当額 342円
- ・基準日 平成20年6月30日
- ・効力発生日 平成20年9月26日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの  
平成21年9月25日開催の第13期定時株主総会決議による配当に関する事項

|            |            |
|------------|------------|
| ・ 配当金の総額   | 8,487千円    |
| ・ 1株当たり配当額 | 345円       |
| ・ 基準日      | 平成21年6月30日 |
| ・ 効力発生日    | 平成21年9月28日 |

- (3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

- ① 新株予約権の目的となる株式の種類  
普通株式
- ② 新株予約権の目的となる株式の数  
906株

#### 4. 1株当たり情報に関する注記

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額     | 18,564円23銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失(△) | △622円42銭   |

# 貸借対照表

(平成21年6月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                 |                  | 負 債 の 部              |                  |
|-------------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>流 動 資 産</b>          | <b>651,921</b>   | <b>流 動 負 債</b>       | <b>600,163</b>   |
| 現金及び預金                  | 184,628          | 買掛金                  | 56,641           |
| 売掛金                     | 330,267          | 短期借入金                | 230,000          |
| 有価証券                    | 60,000           | 一年内返済予定長期借入金         | 66,800           |
| 商品                      | 2,585            | 一年内償還予定社債            | 100,000          |
| 原材料及び貯蔵品                | 9,385            | 未払金                  | 53,198           |
| 前払費用                    | 19,231           | 未払費用                 | 50,687           |
| 繰延税金資産                  | 3,465            | 未払法人税等               | 3,642            |
| 短期貸付金                   | 27,774           | 未払消費税等               | 19,929           |
| その他                     | 18,593           | 預り金                  | 15,696           |
| 貸倒引当金                   | △4,010           | 株主優待引当金              | 3,500            |
| <b>固 定 資 産</b>          | <b>650,897</b>   | その他                  | 66               |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>      | <b>224,893</b>   | <b>固 定 負 債</b>       | <b>149,687</b>   |
| 建物                      | 66,114           | 社債                   | 80,000           |
| 構築物                     | 243              | 長期借入金                | 49,700           |
| 車両運搬具                   | 457              | 長期未払金                | 8,182            |
| 工具器具備品                  | 35,236           | 退職給付引当金              | 9,762            |
| 土地                      | 122,842          | その他                  | 2,042            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>      | <b>61,895</b>    | <b>負 債 合 計</b>       | <b>749,850</b>   |
| ソフトウェア                  | 61,117           | <b>純 資 産 の 部</b>     |                  |
| その他                     | 778              | <b>株 主 資 本</b>       | <b>552,968</b>   |
| <b>投資その他の資産</b>         | <b>364,108</b>   | 資本金                  | 209,340          |
| 関係会社株式                  | 51,481           | 資本剰余金                | 129,340          |
| 出資金                     | 2,034            | 資本準備金                | 129,340          |
| 差入保証金                   | 148,039          | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>214,288</b>   |
| 長期貸付金                   | 1,651            | 利益準備金                | 770              |
| 関係会社長期貸付金               | 28,000           | その他利益剰余金             | 213,518          |
| 株主、役員又は従業員<br>に対する長期貸付金 | 5,444            | 繰越利益剰余金              | 213,518          |
| 破産更生債権等                 | 17,236           | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>552,968</b>   |
| 長期前払費用                  | 45,085           | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>1,302,818</b> |
| 投資不動産                   | 63,604           |                      |                  |
| 繰延税金資産                  | 15,561           |                      |                  |
| 貸倒引当金                   | △14,031          |                      |                  |
| <b>資 産 合 計</b>          | <b>1,302,818</b> |                      |                  |

# 損 益 計 算 書

(平成20年7月1日から)  
(平成21年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金      | 額         |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                 |        | 3,553,418 |
| 売 上 原 価               |        | 2,842,158 |
| 売 上 総 利 益             |        | 711,260   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        | 594,224   |
| 営 業 利 益               |        | 117,035   |
| 営 業 外 収 益             |        |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 2,279  |           |
| 受 取 地 代 家 賃           | 9,155  |           |
| 助 成 金 収 入             | 2,220  |           |
| 為 替 差 益               | 2,003  |           |
| そ の 他                 | 3,820  | 19,479    |
| 営 業 外 費 用             |        |           |
| 支 払 利 息               | 3,440  |           |
| 社 債 利 息               | 2,072  |           |
| 賃 貸 不 動 産 費 用         | 4,539  |           |
| そ の 他                 | 2,729  | 12,782    |
| 経 常 利 益               |        | 123,732   |
| 特 別 利 益               |        |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 2,656  |           |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入         | 1,669  |           |
| そ の 他                 | 509    | 4,835     |
| 特 別 損 失               |        |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 8,452  |           |
| 減 損 損 失               | 3,650  |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 20,000 |           |
| 貸 倒 損 失               | 20,634 |           |
| そ の 他                 | 2,314  | 55,051    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |        | 73,516    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 34,074 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 5,314  | 39,389    |
| 当 期 純 利 益             |        | 34,126    |

## 株主資本等変動計算書

（平成20年7月1日から  
平成21年6月30日まで）

（単位：千円）

|               | 株 主 資 本 |           |         |           |                     |         | 株 主 資 本 計 | 純 資 産 計 |
|---------------|---------|-----------|---------|-----------|---------------------|---------|-----------|---------|
|               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |         | 利 益 剰 余 金 |                     |         |           |         |
|               |         | 資本準備金     | 資本剰余金合計 | 利益準備金     | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |           |         |
| 平成20年6月30日 残高 | 209,040 | 129,040   | 129,040 | 770       | 187,783             | 188,553 | 526,633   | 526,633 |
| 事業年度中の変動額     |         |           |         |           |                     |         |           |         |
| 新株の発行         | 300     | 300       | 300     |           |                     |         | 600       | 600     |
| 剰余金の配当        |         |           |         |           | △8,392              | △8,392  | △8,392    | △8,392  |
| 当期純利益         |         |           |         |           | 34,126              | 34,126  | 34,126    | 34,126  |
| 事業年度中の変動額合計   | 300     | 300       | 300     | -         | 25,734              | 25,734  | 26,334    | 26,334  |
| 平成21年6月30日 残高 | 209,340 | 129,340   | 129,340 | 770       | 213,518             | 214,288 | 552,968   | 552,968 |

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券  
・時価のないもの 移動平均法による原価法

### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料、貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用

定額法によっております。

### (4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

③ 株主優待引当金

当社の株主優待制度の利用による費用発生に備えるため、翌事業年度に発生すると見込まれる金額を見積計上しております。

### (5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式を採用しております。

### (6) 会計方針の変更

#### (棚卸資産の評価に関する会計基準)

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、それぞれ、商品・原材料・貯蔵品については主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

なお、この変更による損益への影響はありません。

#### (リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企

業会計基準第 13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(7) 表示方法の変更

- ① 前事業年度において、「固定化債権」として掲記していたものは、当事業年度より「破産更生債権等」として掲記しております。
- ② 前事業年度まで区分掲記しておりました「借入手数料」(当事業年度708千円)は、営業外費用の「その他」に含めて表示することになりました。
- ③ 前事業年度まで区分掲記しておりました「中途解約金」(当事業年度567千円)は、営業外費用の「その他」に含めて表示することになりました。

2. 貸借対照表に関する注記

- |                                            |           |
|--------------------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                         | 122,250千円 |
| (2) 区分表示したものの他、関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 |           |
| 売掛金                                        | 7,875千円   |
| 短期貸付金                                      | 24,000千円  |
| その他流動資産                                    | 3,054千円   |
| 買掛金                                        | 2,986千円   |
| 未払金                                        | 3,926千円   |

3. 損益計算書に関する注記

- |           |       |           |
|-----------|-------|-----------|
| 関係会社との取引高 |       |           |
| ① 営業取引    | 売上高   | 48,972千円  |
|           | 仕入高   | 126,505千円 |
|           | 外注加工費 | 14,696千円  |
|           | その他   | 899千円     |
| ② 営業取引以外  | 受取利息  | 1,388千円   |
|           | その他   | 701千円     |

#### 4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生時の主な原因別の内訳

##### (1) 繰延税金資産

###### ① 流動資産

|          |         |
|----------|---------|
| 未払事業税等   | 1,092千円 |
| 株主優待引当金  | 1,414千円 |
| その他      | 959千円   |
| 繰延税金資産小計 | 3,465千円 |

###### ② 固定資産

|          |          |
|----------|----------|
| 貸倒引当金超過額 | 9,709千円  |
| 退職給付引当金  | 3,944千円  |
| 減損損失     | 1,474千円  |
| その他      | 433千円    |
| 繰延税金資産小計 | 15,561千円 |
| 繰延税金資産合計 | 19,027千円 |

##### (2) 繰延税金負債

|              |          |
|--------------|----------|
| 繰延税金負債       | -千円      |
| 差引：繰延税金資産の純額 | 19,027千円 |

#### 5. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

##### (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

|        | 取得価額相当額  | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額  |
|--------|----------|------------|----------|
| 車両運搬具  | 67,899千円 | 33,653千円   | 34,245千円 |
| 工具器具備品 | 7,061千円  | 4,015千円    | 3,046千円  |
| 合計     | 74,960千円 | 37,668千円   | 37,291千円 |

##### (2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

|     |          |
|-----|----------|
| 1年内 | 15,041千円 |
| 1年超 | 29,518千円 |
| 合計  | 44,560千円 |

##### (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

|          |          |
|----------|----------|
| 支払リース料   | 22,548千円 |
| 減価償却費相当額 | 14,792千円 |
| 支払利息相当額  | 9,537千円  |

##### (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### (5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 役員及び個人主要株主等

| 属性        | 氏名    | 住所 | 資本金又は出資金<br>(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合(%) | 関係内容   |        | 取引の内容                 | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|-----------|-------|----|------------------|-----------|-----------------------|--------|--------|-----------------------|--------------|----|--------------|
|           |       |    |                  |           |                       | 役員の兼任等 | 事業上の関係 |                       |              |    |              |
| 個人主要株主    | 三島美佐夫 | —  | —                | 当社名誉会長    | (被所有)直接 38.6          | —      | —      | 名誉会長報酬の支払(※1)         | 18,000       | —  | —            |
|           |       |    |                  |           |                       |        |        | 当社生花仕入債務等に対する債務保証(※2) | 13,617       | —  | —            |
| 個人主要株主・役員 | 小田敬史  | —  | —                | 当社代表取締役社長 | (被所有)直接 22.8          | —      | —      | 当社生花仕入債務等に対する債務保証(※2) | 31,476       | —  | —            |

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ※1 当社創業者としての経験と実績を基準に、業務内容を勘案のうえ決定しております。
- ※2 買掛金17,859千円の仕入債務等は、株式会社なにわ花市場及び仙台市中央卸売市場花き部卸売業者仙台生花株式会社並びに株式会社仙花であり、代表取締役会長兼社長である小田敬史の債務保証を受けております。株式会社なにわ花市場及び仙台市中央卸売市場花き部卸売業者仙台生花株式会社並びに株式会社仙花以外の仕入債務等13,617千円につきましては、名誉会長である三島美佐夫と代表取締役会長兼社長である小田敬史により連帯の債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

### (2) 子会社及び関連会社等

| 属性  | 会社等の名称       | 住所     | 資本金又は出資金<br>(千円) | 事業の内容又は職業        | 議決権等の所有<br>(被所有)割合(%) | 関係内容   |                  | 取引の内容     | 取引金額<br>(千円) | 科目        | 期末残高<br>(千円) |
|-----|--------------|--------|------------------|------------------|-----------------------|--------|------------------|-----------|--------------|-----------|--------------|
|     |              |        |                  |                  |                       | 役員の兼任等 | 事業上の関係           |           |              |           |              |
| 子会社 | 備ク라운ガーデンネックス | 熊本県熊本市 | (千円)20,000       | ブライダル装花、ブーケ等の販売等 | (所有)直接100.0           | —      | 生花の販売・ブライダル商品の仕入 | 資金の貸付(※1) | 8,000        | 短期貸付金     | 24,000       |
|     |              |        |                  |                  |                       |        |                  | 資金の貸付(※1) | —            | 関係会社長期貸付金 | 28,000       |
|     |              |        |                  |                  |                       |        |                  | 利息の受取(※1) | 1,388        | —         | —            |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ※1 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率3%に設定しており、返済条件はそれぞれ下記のとおりです。また、担保の受入はありません。

短期貸付金：16,000千円 返済期限：平成22年5月31日

8,000千円 返済期限：平成22年6月27日

長期貸付金：28,000千円 返済期限：平成25年11月30日

**7. 1株当たり情報に関する注記**

|                |            |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 22,478円38銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 1,389円40銭  |

**8. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成21年 8 月12日

株式会社 ビューティ花壇

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 川 正 行 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下 条 修 司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビューティ花壇の平成20年7月1日から平成21年6月30日までの連結会計期間の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビューティ花壇及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成21年 8月12日

株式会社 ビューティ花壇

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 川 正 行 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下 条 修 司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビューティ花壇の平成20年7月1日から平成21年6月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年7月1日から平成21年6月30日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 監査役亀井浩太郎氏及び監査役柳本信一郎氏の意見

### (1) 株式会社マインドトップに対する金銭貸付

当社は、平成20年11月6日ころ、株式会社マインドトップ（以下「マインドトップ」という。）に対し、金2,500万円の貸付を行っているが、この判断は、取締役が負担する善管注意義務（会社法第330条及び民法第644条）に違反したものである疑いがある。

まず、当社がマインドトップに金2,500万円もの金銭貸付を行うべき経営上の必要性については、大いに疑問があった。また、当社は、同貸付を行うに当たり、マインドトップの財務状況について十分な調査を行わず、かつ、何らの担保を取得することなく貸付を行っている。

当社取締役会における上記貸付の審議においては、舛田正一取締役及び各監査役から貸付について反対意見が提出されたうえ、仮に貸付を行うにしても相手先の財務状況を十分に調査することや担保を取得することが必要であるとの指摘がなされていた。

しかし、当社は、マインドトップの財務状況について十分な調査を行わず、かつ、何らの担保を取得することなく2,500万円の貸付を行い、その結果として2,500万円のうち2,300万円が回収不能となった。

以上の事情を総合考慮すれば、マインドトップに対して2,500万円の貸付を行った判断は、取締役として善管注意義務に違反した疑いがあると言わざるをえない。

(2) 取引先に対する金銭振込み

当社は、平成20年11月7日、取引先対し、差入保証金として5,000万円の振込みを行っているが、これは、取締役会の決議を経ずに行われたものであり、会社法第362条2項に違反するものである疑いがある。

本来、上記振込みは、取締役会において審議を行ったうえ、取締役会決議に基づいて行われるべきであったが、代表取締役は、取締役会の審議及び決議を経ずに上記振込みを行った。

その後、同月11日の取締役会において支出の決議がなされたものの、取締役会決議以前に振込みを行った代表取締役の行為が、会社法第362条2項に違反するものではないかとの疑問は払拭できない。

平成21年8月26日

株式会社ビューティ花壇 監査役会

常勤監査役 大山 亨 ㊟

社外監査役 亀井浩太郎 ㊟

社外監査役 柳本信一郎 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### <会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

第13期の期末配当につきましては、当連結会計年度は15百万円の当期純損失となりましたが、今後の経営展望や株主の皆様に対する利益還元等を総合的に考慮いたしました結果、次のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金345円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は8,487,000円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年9月28日といたしたいと存じます。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

現行定款第7条につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。これに伴い、当社定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります（現行定款第7条、第9条第1項、第10条第3項、第11条）。

また、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

その他上記変更に伴う条数の繰上げ、文言の整備等、所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| (株券の発行)                                                                                                                                    |                                                                                          |
| 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。                                                                                                                      | (削除)                                                                                     |
| 第8条 (条文省略)<br>(基準日)                                                                                                                        | 第7条 (現行どおり)<br>(基準日)                                                                     |
| 第9条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下、 <u>同じ。</u> )に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下、 <u>同じ。</u> )をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 | 第8条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。   |
| ② (条文省略)<br>(株主名簿管理人)                                                                                                                      | ② (現行どおり)<br>(株主名簿管理人)                                                                   |
| 第10条 (条文省略)                                                                                                                                | 第9条 (現行どおり)                                                                              |
| ② (条文省略)                                                                                                                                   | ② (現行どおり)                                                                                |
| ③ 当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、 <u>株券喪失登録簿</u> 及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。                                  | ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。         |
| (株式取扱規程)                                                                                                                                   | (株式取扱規程)                                                                                 |
| 第11条 当社の <u>株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約原簿</u> への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。                           | 第10条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 |
| 第12条～第44条 (条文省略)                                                                                                                           | 第11条～第43条 (現行どおり)                                                                        |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                             |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)    | <u>附則</u>                                                                         |
| (新設)    | <u>第1条</u> 当会社の株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。   |
| (新設)    | <u>第2条</u> 当会社の株券喪失登録簿への記載又は記録、その他株券喪失登録簿に関する事務は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 |
| (新設)    | <u>第3条</u> 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。                                      |

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本議案の提出につきましては、監査役会の同意が得られず、議案が確定しておりませんので、議案の要領を記載しておりません。

なお、ご参考までに会社提案内容と監査役会が同意できない理由について概略を記載いたします。

会社提案として本議案については、監査役の若返りを図るとともに、より専門性を高めることを目的として、弁護士（48歳）と公認会計士（38歳）を各々候補者として取締役会へ上程しました。

その後、監査役会にて会社提案候補者各々について適格性等について検証し、大山監査役は当該候補者が弁護士、会計士であることに鑑み、監査役候補者として株主総会に上程することに障害はないとの意見を述べました。しかしながら、亀井監査役及び柳本監査役は、株主提案にて自身が候補者としてあがっていること、また、当該候補者となることに同意していること等の理由により、会社提案の候補者に同意することは自己否定することにもなるとして、不同意の意見を表明しました。その後の採決で賛成1、反対2となり会社提案が否決されたことにより、監査役会の同意が得られませんでした。

<株主提案（第4号議案から第5号議案まで）>

第4号議案から第5号議案までは、株主（1名）からのご提案によるものがあります。なお、提案株主の有する議決権の個数は9,500個であります。

第4号議案 取締役2名選任の件

○提案内容

取締役候補者 渡邊 一功

住 所 台湾国台北市林森北路481号9樓之5

生年月日 昭和46年3月6日

略 歴

平成5年3月 当社入社

平成18年7月 執行役員就任、経営企画室管掌

平成18年10月 美麗花壇股份有限公司董事長

取締役候補者 三島 美佐夫

住 所 熊本市新屋敷一丁目16番1-1303号

生年月日 昭和24年7月17日

略 歴

平成9年1月 有限会社ビューティ花壇（当社前身）代表取締役社長就任

平成12年6月 当社代表取締役社長就任

平成15年8月 当社代表取締役会長就任

平成20年9月 当社取締役退任

○提案理由

現在、(株)ビューティ花壇の取締役会は小田敬史、高山浩司及び舛田正一の3名で構成されているが、会議体として十分機能していないため、同社創業者であり花卉業に精通している三島美佐夫及び同社流通担当等として豊富なキャリアを持つ渡邊一功の2名を新たに取締役として選任することにより、花卉業に精通した取締役を増やし、もって同社の主要業務である花卉業の更なる発展を図る必要がある。

また、現体制においては、取締役会が十分に機能しておらず、取締役会に付議すべき事項が付議されないのみならず、(株)マインドトップに対する貸付や取引先に対する保証金差入れに代表されるように、代表取締役による専断的か

つ誤った経営判断が随所に見受けられる。このような現体制の専横を防止して株主共同の利益を図るためにも、上記のとおり取締役2名を新たに選任し、もって現在の経営体制を改めることが不可欠である。

(以上については、株主から提出された株主提案権に関する請求書の議案の要領及び提案の理由をそのまま記載したものであります。)

#### ○第4号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

本議案は、当社創業者であり昨年まで代表取締役を務めた三島美佐夫氏及び当社の台湾子会社の董事長を務めている渡邊一功氏の2名を新たに取締役として選任することをその内容とするものです。

本議案の提案理由には、「花卉業に精通した取締役を増やし、もって同社の主要業務である花卉業の更なる発展を図る必要がある」とありますが、当社取締役である小田敬史は、平成8年に当社の前身であるビューティ花壇に参加してから一貫して花き業の運営及び当社の経営に携わってきた者であり、花き業の長年に亘る経験を有するまさに花き業に精通した者であります。当社現取締役である高山浩司及び舛田正一も、いずれも当社入社後当社の経営に尽力してきたものであって、十分に花き業に精通した者であります。

また、当社は平成20年8月12日付で公表いたしましたとおり、意思決定を一層迅速化するとともに経営責任を明確化するため、当社の事業規模に合わせて現在の取締役人員体制を採ることとし、昨年(第12期)定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいたばかりであります。取締役会としては、このような人員体制が依然として適切であり、わずか1年で再び取締役を増員すべきではないと考えております。また、前期下期より収益構造の転換に取り組んでいる過程であり、成果を上げてきているところでもございますので、現経営陣で継続して経営にあたるのが最善であると考えます。

従って、現時点で取締役の増員は当社企業価値の向上になるとは考えられず、かえって株主共同の利益が毀損される可能性も否めません。

加えて、三島美佐夫氏は、昨年(第12期)定時株主総会終結時において、意思決定の一層の迅速化及び経営責任の明確化を目的とした上記の取締役人員体制を構築するために、任期満了とともに退任されており、現在は、創業者としての経験に基づき、当社の名誉会長として必要に応じた貢献をいただいております。また、当社の本店所在地を東京へ移転した平成15年11月以降も、同氏は東京に住居を構えたことはなく、本社を中心とした経営の実態を必ずしも十分に

把握できていなかったことから、再度当社の取締役という立場で当社の経営に関与していただくことは当社の企業価値及び株主共同の利益に適わないと考えっております。

渡邊一功氏は、現在当社の台湾の子会社である美麗花壇股份有限公司の董事長として台湾に赴任しております。当社は、今後、美麗花壇股份有限公司を通じて台湾国内において拠点展開を本格的に開始し、台湾の事業拡大により注力してまいります。そのような状況において、同氏は引き続き董事長として同社の事業拡大に尽力することが予定されていることから、同氏が当社取締役を兼務することは非常に困難であり、当社の企業価値及び株主共同の利益に適わないと考えております。

なお、本議案の提案理由には、「現体制においては、取締役会が十分に機能しておらず、取締役会に付議すべき事項が付議されないのみならず、(株)マインドトップに対する貸付や取引先に対する保証金の差入れに代表されるように、代表取締役による専断的かつ誤った経営判断が随所に見受けられる」とありますが、当該事項について当社の取締役会としては法令、内規に従って適切に運営を行ってきたものであり、「取締役会が十分に機能しておらず、付議すべき事項が付議されない」「代表取締役による専断的かつ誤った経営判断が随所に見受けられる」といった提案理由は、全く理由のないものと考えております。

以上のとおり、提案されている取締役2名の選任が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するとは到底考えられず、また、本株主提案権行使者がいう取締役会の機能不全及び代表取締役による専断的かつ誤った経営判断という主張に全く理由がないことから、取締役会としては、本議案に反対いたします。

## 第5号議案 監査役2名選任の件

### ○提案内容

監査役候補者 亀井浩太郎

住 所 東京都八王子市初沢町1227-4, A-726

生年月日 昭和12年1月13日

略 歴

平成3年7月 陸上自衛隊退官

平成3年8月 株式会社東芝入社 特定システム開発部部長就任

平成16年2月 当社常勤監査役就任

平成20年9月 当社監査役（現任）

監査役候補者 柳本信一郎

住 所 神奈川県横浜市鶴見区北寺尾2-11-17

生年月日 昭和12年10月18日

略 歴

昭和44年10月 日本航空株式会社入社

平成2年10月 同社ベルリン支店長就任

平成11年5月 エアチャーターインターナショナル株式会社設立、  
同社代表取締役副社長就任（現任）

平成15年9月 当社監査役就任（現任）

（注）監査役候補者亀井浩太郎及び同柳本信一郎は、いずれも、社外監査役候補者であります。

### ○提案理由

現在、(株)ビューティ花壇の監査役は、大山亨、亀井浩太郎及び柳本信一郎の3名であるが、同人らは、監査役としての責務を十分に果たしているうえ、今後も同社監査役としての責務を果たす意思と能力を有している。

しかし、同社取締役会は、亀井・柳本の両監査役の任期が第13回定時株主総会終了をもって満了することを奇貨として、両名以外の者を候補者とする監査役選任議案を同株主総会に提出する方針を固めている。これは代表取締役らによる専断のかつ誤った経営判断に関し、亀井・柳本の両監査役が監査役としての責務を果たしたことを受け、代表取締役らが両監査役を同社から排除しようとしているものである。

このように、経営陣が自己に批判的な監査役を排除し自己に迎合する監査役を選任させることは、株主共同の利益という観点からは決してあってはならないことであるため、本件議題及び議案を提出するものである。

(以上については、株主から提出された株主提案権に関する請求書の議案の要領及び提案の理由をそのまま記載したものであります。)

#### ○第5号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

本議案は、現在の当社の監査役である亀井浩太郎氏及び柳本信一郎氏をそれぞれ監査役として再度選任することをその内容とするものです。

当社は、昨年の人員体制変更後、最年長の取締役の年齢が48歳、従業員の平均年齢が28.7歳という比較的若い取締役・従業員によって運営されております。その中で、亀井浩太郎氏及び柳本信一郎氏の両氏は本年で72歳であり、業務執行に携わる者との年齢差が大きく、また、必ずしも近年のコーポレート・ガバナンスを巡る議論の進展や当社を取り巻く経営環境の変化に対応できているとは言い難いことから、両氏が当社の監査役として選任されるとすれば、今後は当社の業務執行に硬直的かつ不適切な干渉を招くおそれは否定できません。当社の経営に対する適切な監査及びコーポレート・ガバナンスの更なる向上を図るためには、当社の役員・従業員全体の年齢構成や近年のコーポレート・ガバナンスについての議論の進展や経営環境の変化への対応能力等を勘案して監査役の若返りが必要であると考えております。

また、第3号議案(40頁)においてご説明いたしましたとおり、取締役会は、監査役の若返りを図り、より専門性を高めることを目的として、弁護士(48歳)及び公認会計士(38歳)を各々監査役候補者とするを取締役に上程いたしました。監査役会において、当該監査役候補者の適格性等について判断すべきところ、亀井浩太郎氏及び柳本信一郎氏の両氏が、株主提案にて自身が候補者とされていること、両氏が当該候補者となることに同意していること及び会社提案の候補者に同意することは自己否定することになる等を理由とし、当該議案に同意しなかったため、監査役会の同意を得ることができませんでした。

監査役選任議案に対する監査役の同意権は、もっぱら会社の利益の観点から行使されるべきものであり、いずれの候補者が会社にとってより利益となるかという観点からの検討をすることもなく、自身が候補者になっていること、自己否定になること等のもっぱら監査役の私的な観点から会社提案の候補者を不

同意とすることは不適當であるものと考えます。従って、そもそも亀井浩太郎氏及び柳本信一郎氏の両氏がかかる判断をすること自体、監査役に適任ではないことを表しているといわざるをえないと考えます。

なお、本議案の提案理由には、「代表取締役らによる専断的かつ誤った経営判断に関し、亀井・柳本の両監査役が監査役としての責務を果たしたことを受け、代表取締役らが両監査役を同社から排除しようとしているものである」とありますが、取締役会が、弁護士（48歳）及び公認会計士（38歳）を各々監査役候補者とするを取締役に上程した理由は上記のとおりであり、かかる提案理由は全く理由のないものです。

以上のとおり、当社の経営に対する適切な監査及びコーポレート・ガバナンスの観点からは監査役の若返りの必要があること、亀井浩太郎氏及び柳本信一郎氏が当社の監査役に適任ではないこと及び代表取締役が監査役を排除することを企図しているという提案理由には全く理由がないことから、取締役会としては、本議案に反対いたします。

以 上



## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区赤坂一丁目12番33号

ANAインターコンチネンタルホテル東京

地下1階 オーロラ

交 通 ・ 地下鉄【銀座線／南北線】溜池山王駅13番出口

・ 地下鉄【南北線】六本木一丁目駅3番出口

・ 地下鉄【千代田線】赤坂駅5番b出口

・ 地下鉄【日比谷線】神谷町駅4番b出口

